

平成28年4月1日から

既存住宅を増改築する場合にも

長期優良住宅の認定が受けられるようになりました。

住宅の「新築時」における長期優良住宅認定に加えて、既存住宅の「増改築時」における認定制度が開始されました。

○対象

長期使用構造等とするための増築または改築工事を含み、かつ工事後の住宅が増改築基準（平成28年国土交通省告示第293号）に適合する計画が対象です。

増改築工事を含まないリフォーム工事（外壁の塗り替え、壁紙の張り替え等）や、長期使用構造等の基準を満たさない増改築工事については、認定対象となりません。

○認定手数料（既存住宅・増改築）

計画認定手数料（1）に同一建築物で同時に長期優良住宅建築等計画の申請を行う戸数で除算した金額（百円未満は切り上げ）と計画認定手数料（2）を比較し、いずれか高い金額

計画認定手数料（1）		
床面積の合計	適合証提出	事前審査なし
～200㎡以下	13,200円	106,700円
200㎡超～500㎡以下	24,600円	190,000円
500㎡超～1,000㎡以下	42,500円	303,600円
1,000㎡超～3,000㎡以下	63,600円	599,800円
3,000㎡超～5,000㎡以下	117,900円	1,074,100円
5,000㎡超～10,000㎡以下	203,400円	1,847,100円
10,000㎡超～	343,100円	3,419,400円

計画認定手数料（2）	適合証提出	事前審査なし
	2,000円	18,300円

○様式の改正

平成28年4月1日より、増改築認定の施行に伴い、様式を改正しています。

申請様式は、堺市ホームページ→くらしの情報→住宅・建築→住宅→長期優良住宅→申請様式等でダウンロード出来ます。

（裏面もご覧ください）

○よくある問い合わせ

Q 1 新築住宅と同様に、適合証を添付した認定申請は可能ですか？

A 1 既存住宅（増改築）の認定申請についても、申請の前に登録住宅性能評価機関で適合審査を受け、適合証を添付して申請することが可能です。

Q 2 新築時に長期優良住宅の認定を受けた住宅を、増築する場合には、どのような手続きが必要ですか？

A 2 新築時に長期優良住宅新築等計画の認定を受けている場合は、変更認定申請を行っていただく必要があります。その際には、増築部分についても新築住宅に係る基準が適用されます。

Q 3 増改築時に長期優良住宅の認定申請を行う場合、既存住宅（増改築）の基準が適用されるのはどの範囲ですか？

A 3 増改築後の住宅全体に既存住宅（増改築）の基準が適用されます。

○関連情報

国土交通省ホームページ（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

問い合わせ

堺市 建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課

電話：072-228-8215（ダイヤルイン）

住所：堺市堺区南瓦町3番1号（高層館14階）